

株主の皆様へ

第77回定時株主総会招集ご通知に際しての 電子提供措置事項

対 処 す べ き 課 題
財 産 及 び 損 益 の 状 況 の 推 移
主 要 な 事 業 内 容
主 要 な 事 業 所
主 要 な 借 入 先 の 状 況
会 社 の 新 株 予 約 権 等 に 関 す る 事 項
会 計 監 査 人 の 状 況
会 社 の 体 制 及 び 方 針
連 結 持 分 変 動 計 算 書
連 結 注 記 表
計 算 書 類
計 算 書 類 に 係 る 会 計 監 査 人 の 監 査 報 告
監 査 役 会 の 監 査 報 告

D M G 森 精 機 株式会社

(証券コード6141)

対処すべき課題

①開発

当社はMX（マシニング・トランスフォーメーション）を推進しています。MXは、高精度な5軸マシニングセンタや複合加工機により、ワンチャッキングでワークピースの5面もしくは6面を加工し、自由曲面加工、ギヤ加工、研削加工、そして付加加工なども実現します。さらに加工物を高精度に機上で計測することにより、従来複数台の工作機械で製作していたプロセスを1台の機械に工程集約します。機械台数が少なくなることで自動化が容易になり、オペレーターをワークピースの脱着作業という、単純な重労働から解放します。これを実現するためには複合加工機にロボットを取り付けるだけでなく、切りくずの除去作業、工具の監視や交換作業、ワークの精度測定さらに補正の作業、機械の稼働監視などをセンシング、モニタリング機能などのDX（デジタル・トランスフォーメーション）のサポートにより自動化することが必要です。この取り組みにより世界中で稼働していると予想される500万台の従来機を100万台のMXシステムに置き換えることを当社のミッションとしています。

MXを導入することで人手不足の解消、省エネ、省スペース、仕掛品の削減が可能となり、GX（グリーン・トランスフォーメーション）を実現します。高精度の5軸加工機、複合加工機による部品の複合化や部品精度の向上も達成されます。高精度、高品質、高機能の工作機械、自動化などの周辺機器、工具・クーラントなどの消耗品、システム構築、立上も含めたエンジニアリング、そしてサービスをワンストップでライフサイクルに渡って提供します。

MXを実現するにはDXが最も重要となり、非常に開発工数のかかる課題です。当社では日独のソフトウェアエンジニアが数年間注力し、ERGoline X with CELOS Xを開発しました。ERGolineは工作機械のヒューマンマシンインタフェース（HMI）のハードウェアで、搭載されるソフトウェアCELOSと合わせDMG MORIの顔として、日独共通の操作システムをお客様に提供しています。工作機械のHMIは非常に重要な役割を果たしています。DMG MORIでは複数メーカーの制御装置を機械特性やお客様の要望に合わせて使い分けています。CELOS Xにより各メーカーの制御装置の特徴を生かしながら、共通のソフトウェアとしてHMIだけではなく、自動化システムソフトウェア、シミュレーション、独自のテクノロジーサイクルをはじめとするプログラム作成支援、加工状況や工具のモニタリング、機上計測、そしてAIを積極的に応用して工作機械や周辺装置に組み込みMXの高度化を推進しています。

CELOS Xの大きな特徴としてオンラインアップデートがあります。工作機械は約20年の長期間に渡りお客様の工場で使用されます。お客様が製品を導入した時点では最新であっても使用を続けるうちにソフトウェアモデルは更新され最新機との性能差が出ていました。今後はオンラインアップデートにより常に最新のソフトウェアに進化するメリットを得ることができます。これらのソフトウェアは概ね年に2回程度の頻度で更新されます。例えば新しいテクノロジーサイクルにより、これまで専用機でしか実現できなかった加工がDMG MORIの5軸加工機や複合加工機で実現できるようになり、それを既存の納入機にオンラインで導入しお試し加工ができるようになるのです。DMG MORIはソフトウェアの開発を最優先で進めています。

また2024年はMXを実現するための加工機として19機種をリリースし、自動化、ソフトウェア、機械コンポーネンツ、省エネ機能など33機能をリリースしています。2025年にはこれを上回る、

25機種、38機能を開発する所存です。グローバル生産・販売を大規模で実現することで、日本とドイツを中心に強力な開発組織を維持・発展を可能にしています。

②品質

当社が提唱するMXは多軸の加工機に自動化周辺機器とそれを支えるためのDXの仕組みが含まれており、従来の単体機よりも複雑で高度な技術が含まれています。無人・省人での長時間連続運転を行うため機械が停止した時の損失が大きくなることから、機械の安定稼働と連続運転を行いながら精度を維持すること、すなわち高い品質が非常に重要です。品質本部ではMX製品の品質を担保するため、これまで以上に高いレベルの取り組みを実施中です。

当社の品質の取り組みとして最も重要で広く使用されているものが1996年に開始した製品プロブレムレポート（以降PPRと呼びます）です。お客様で発生した製品品質に関するプロブレムを従来は担当部署間で電話等で対応していましたが、それをすべてワークフロー化し、さらに2000年にはデジタル化し、問題発生から対策、設計変更、製造方法変更などによる品質改善、効果の確認、横展開まで見える化し改善を実施してきました。このデータを20年以上も継続して活用してきたことで、品質部門・開発部門では製品の品質モニタとして利用し製品の改善改良を図っており、修理復旧部門では類似の不具合から原因を特定するための重要参考資料として利用しています。

2024年は製造と品質保証が協力して納入直後のPPRの撲滅に取り組み、目に見える効果が出始めました。同様に開発でも納入直後の不具合削減に取り組んでおり、これも成果が出始めています。また製品検査のデジタル化を予定通り完了しました。当社では製造工程のデジタル化にはアプリ作成のプラットフォームとしてTULIPを用いており、TULIPで作成したデジタルチェックシートを100%用いることで手書き工程や人間による目視の合否判断を撲滅し、デジタル測定器で取得したデータを自動取り込みすることでヒューマンエラーを撲滅する所存です。TQM手法を用いて改善活動を続けたことが認知され2024年のデミング賞受賞にも貢献しました。当社では顧客要求に合わせて最適なシステムを提供するため、かなりの割合で要求仕様に合わせた特別設計が含まれます。すなわち多くのカスタマイズされた製品が日常的に生産されており、カスタマイズに合わせた検証と評価が実施されています。このようなケースでTQM活動を実践しデミング賞を受賞した例はあまりないと評価いただきました。

品質向上の取り組みは日本工場がリードしながら、日本だけでなく欧州、米国、中国の各工場にも展開をしており、出荷前の検査、ソフトウェアの品質強化、カスタマイズ品の検証など重要な共通テーマに取り組んで高い顧客満足を得るためのチャレンジを続けています。

DMGMORIでは高度なMXを最高の品質でお客様に提供し、効率よい生産を実現することでGXに貢献いたします。

③安全保障貿易管理

2024年も前年同様、世界各地で紛争が続くなど情勢は混頓としており、こうした環境に対応するために、各国が軍事防衛力を強化する方向に向かっております。

そのため、以前にも増して軍事関連事業を行う企業や軍事目的と思われる引合いも増えてきて

おり、軍事転用可能な高性能工作機械を製造・販売している当社グループとしても、今まで以上に身を引き締めて厳格な輸出管理を行うべく、日々努めております。

具体的には、2006年10月から日本製造機に搭載を始めた移設検知装置（不正な輸出を防止する目的で、据付場所からの移設を検知すると稼働できないようにする装置）搭載の工作機械を欧州製造機にまで広げ、2023年12月までに全世界で製造する工作機械に対してこの装置を搭載し、厳格な管理をする体制を整えることができました。これにより、以前より増して、事前連絡のない転売等による不正使用や軍事用途への使用を未然に防ぐことができるようになりました。

また、2023年はドイツDMG MORI AG社の輸出管理審査運用を日本側で行うように変え、グループとして統一の基準・判断・管理を行うように改善しましたが、今年2024年については海外生産拠点及び海外販社への訪問監査を行い、実務上の問題点の改善指導をするなど、厳格な輸出管理体制の維持のために動いてきました。同時に2024年から当社グループとなったDMG MORI Precision Boring株式会社（旧 倉敷機械株式会社）をはじめ、日本国内のグループ会社にも研修を行うなど、グループ全体の輸出管理意識の向上のための活動も行いました。

現在の混とんとした世界情勢のなか、世界各国でグローバルに製造・販売をする当社グループは、今まで以上に、各国の法令順守、販売先管理、技術管理が必要となりますが、たゆまぬ努力を続け、お客様をはじめとしたステークホルダーの皆様にご安心いただけるよう、引き続き厳格な輸出管理体制の維持・強化を、重点課題として取り組んでまいります。

④法令遵守

経営者自ら全従業員に対し法令及び企業倫理に基づいた企業活動の徹底を指示し、役員・従業員のコンプライアンス意識の向上と浸透を図っております。当社グループでは、グローバルな事業展開に対応したコンプライアンス体制を構築するために、日本を含む各国においてコンプライアンス担当者を選任し、これらを連携させることにより、各国の制度に適応しながら統制の取れた体制の確立に取り組んでおります。また、コンプライアンスに関する問題の予防、早期発見・対策のため、2020年より多言語対応の通報窓口を設置し、海外グループ企業も含めたグローバルでのコンプライアンス体制を強化、さらに2024年からは全・国内子会社に対して外部のハラスメント相談窓口の利用を可能といたしました。以上のほか、内部監査部を主管部署とした定期的な法令遵守活動のモニタリングも継続しております。

勤務間インターバル制度については、当社では2018年より導入し、2020年度からは在社時間の制限を原則10時間、勤務間インターバルを12時間として従業員の健康維持、ワークライフバランスの適正化に取り組んでおります。

財産及び損益の状況の推移

当社は「国際会計基準（IFRS）」を適用しております。

区 分	第74期 2021年度	第75期 2022年度	第76期 2023年度	第77期（当期） 2024年度
	2021年1月～12月	2022年1月～12月	2023年1月～12月	2024年1月～12月
売上収益	百万円 396,011	百万円 474,771	百万円 539,450	百万円 540,945
営業利益	百万円 23,067	百万円 41,213	百万円 55,356	百万円 43,726
親会社の所有者に帰属する当期利益	百万円 13,460	百万円 25,406	百万円 33,944	百万円 7,700
基本的1株当たり当期利益	円 91.75	円 188.62	円 256.66	円 43.60
資産合計	百万円 597,117	百万円 680,334	百万円 765,806	百万円 797,567
資本合計	百万円 217,279	百万円 250,374	百万円 272,545	百万円 316,480
1株当たり親会社所有者帰属持分	円 1,703.51	円 1,957.61	円 2,134.72	円 2,224.02

- （注） 1. 基本的1株当たり当期利益については、親会社の所有者に帰属する当期利益よりハイブリッド資本所有者の持分相当額を控除した金額を、普通株式の期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数で除して算定しております。なお、第74期及び第75期の期中平均自己株式数については、自己名義所有株式の他、野村信託銀行株式会社（DMG森精機従業員持株会専用信託口）が所有する当社株式を含めております。
2. 1株当たり親会社所有者帰属持分については、親会社の所有者に帰属する持分（ハイブリッド資本を含む）を、普通株式の期末発行済株式数から期末自己株式数を控除した株式数で除して算定しております。なお、第74期の期末自己株式数については、自己名義所有株式の他、野村信託銀行株式会社（DMG森精機従業員持株会専用信託口）が所有する当社株式を含めております。
3. 第77期（当期）より、ロシアの事業拠点であるUlyanovsk Machine Tools oooに係る事業を非継続事業に分類しております。これにより、売上収益、営業利益は非継続事業を除外した継続事業の金額のみを表示し、親会社の所有者に帰属する当期利益は、非継続事業の損益を含んだ金額を表示しております。なお、第76期についても同様に組み替えて表示しております。

主要な事業内容（2024年12月31日時点）

工作機械（マシニングセンタ、ターニングセンタ、複合加工機、5軸加工機、アディティブ・マニファクチャリング機及びその他の製品）、ソフトウェア（ユーザーインターフェース、テクノロジーサイクル、組込ソフトウェア等）、計測装置、修理復旧サポート、アプリケーション、エンジニアリングを包括したトータルソリューションの提供

主要な事業所（2024年12月31日時点）

①当社グループの主要な事業所

東京グローバルヘッドクォータ（東京都）、奈良商品開発センタ（奈良県）、
ミュンヘン（ドイツ）、ビーレフェルト（ドイツ）、シカゴ（アメリカ）、上海（中国）

②当社グループの主要な開発・生産拠点

伊賀事業所（三重県）、奈良事業所（奈良県）、
東京デジタルイノベーションセンタ（東京都）、フロンテン（ドイツ）、
ゼーバッハ（ドイツ）、ファモット（ポーランド）、
デービス カリフォルニア（アメリカ）、天津（中国）、ベルガモ（イタリア）

主要な借入先の状況（2024年12月31日時点）

社債及び借入金	106,450百万円
株式会社三井住友銀行	38,484百万円
株式会社みずほ銀行	36,300百万円
その他	31,665百万円
ハイブリッド資本	110,822百万円
合計	217,272百万円

- （注） 1. ハイブリッド資本につきましては、連結注記表＜連結持分変動計算書に関する注記＞
5. ハイブリッド資本に関する事項をご参照ください。
2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に役員が保有している新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に従業員等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	143百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	181百万円

- (注) 1. 当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意をした理由

監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積もりの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額に同意しております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士第2条第1項の監査証明業務以外の業務（非監査業務）を当事業年度において委託しておりません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(6) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人との間では、責任限定契約を締結しておりません。

会社の体制及び方針

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において上記体制につき、次のとおり決議いたしました。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営理念、社員ハンドブック、輸出管理プログラム、環境・労働安全衛生・品質マネジメントシステム、などの各種行動規範規定・ルールにより、取締役、執行役員、役職員の具体的行動に至る判断基準を明示しております。

取締役社長を議長とする経営協議会を設置し、同会がこれら行動規範の整備、コンプライアンスの推進、役職員への教育、横断的な統括などにおいて、実行機能しうる体制としております。

反社会団体による組織暴力に対しては、組織として毅然とした対応をし、反社会的勢力を排除することを基本方針として取り組んでおります。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、株主総会議事録、取締役会議事録、経営協議会議事録、執行役員会議事録、各部門会議議事録、及び電子稟議書システムを通じた日常の意思決定・業務執行の情報などを管理・保存しており、また、取締役及び監査役はこれら情報を文書又は電磁的媒体で常時閲覧できる体制にあります。

「取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する規程」を整備し、職務執行に係る情報の保存及び管理の体制をより明確にしております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、マネジメントシステムによる環境・労働安全衛生・品質のリスク管理、財務報告の信頼性に係るリスク管理、輸出管理プログラムによるリスク管理、電子稟議書システムによる日常業務上でのリスク管理などを実践しております。

取締役社長を議長とする経営協議会を設置し、取締役社長が統括責任取締役及びカテゴリー毎に責任取締役を任命し、同会がグループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理していける体制づくりに取り組んでおります。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図っております。また、取締役を補佐し、より迅速な意思決定と効率的な業務執行を行うことを目的として執行役員制度を導入しております。

①電子稟議書システムを用いた迅速な意思決定

②取締役会、経営協議会、執行役員会、及び各部門会議における取締役、執行役員、及び幹部職員の執行状況報告と監査役による職務執行監視

③取締役会、経営協議会、執行役員会、及び各部門会議による事業計画の策定、事業計画に基づく事業部門毎の業績目標と予算の設定とITを活用した月次・四半期毎業績管理の実施

④取締役会、経営協議会、執行役員会、及び各部門会議による月次業績のレビューと改善策の実施

- (5) 当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社子会社においても、その性質及び規模に応じて当社と同様の経営システムを適用し、又は準拠することで、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保しております。
そのうえで当社は、電子稟議書・週報システムの連結ベース運用、連結ベースでの各種定例会議、取締役社長並びに担当取締役の定期・不定期訪問、子会社定期内部監査などを通じて子会社・関連会社の業務を把握し、その適正を確保することに努めております。
具体的には、当社取締役の1名以上が子会社の取締役又は監査役を兼任することで、子会社の取締役会及びその他重要会議に出席し、子会社の取締役及び業務を執行する社員からの職務の執行に係る事項の報告を把握できる体制としています。
また、当社の内部監査部門が子会社の性質や規模に応じた合理的な内容で、子会社のリスク管理の状況についての監査を実施するとともに、子会社からの報告については、報告内容及び子会社の規模に応じて、監査役による子会社監査時及び子会社監査役などとの監査情報連絡会などで情報を共有できる体制を構築しております。
上記報告体制・監査体制を前提に、当社社長直轄部門、管理本部、人事本部及び経理財務本部をグループ全体の内部統制に関する担当部門として、当社及びグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共用化、指示・要請の伝達が効率的に行われるシステムを含む体制の構築を進めております。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
当社は、現状監査役を補助する専任の職員を1名以上配置しております。
補助職員の人事異動、評価などは監査役の同意事項とし、また、監査の実効性を高め、独立性を確保するための体制について、監査役と定期的な意見交換を実施しております。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査役が、取締役会、経営協議会、執行役員会、各部門会議などの定例重要会議に出席し決議事項及び報告事項を聴取し、必要に応じ取締役、執行役員、又は役職員などに報告を求めています。
取締役、執行役員及び役職員は、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、ただちに監査役会又は監査役に当該事実を報告することとし、「監査役監査の実効性確保に関する規程」を整備しその詳細を明示しております。また、監査役会又は監査役は取締役、執行役員、又は役職員などに対し報告を求めることができるものとしております。
当社は、監査役への報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底しております。
- (8) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行について、費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用を処理するものとします。
- (9) その他監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制
当社は、監査役会又は監査役が、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期、臨時的に意見交換を実践しております。
今後ともこのような体制を維持し継続してまいります。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) コンプライアンス・教育

コンプライアンスに関しては、当社グループの地域毎にコンプライアンス担当者を設置し、これを組織化しております。これにより、地域毎のコンプライアンス推進とグループ内での整合性のあるコンプライアンス体制の構築を進めました。2020年7月からは、多言語対応の内部通報制度を整備し、海外でのコンプライアンス体制を強化いたしました。また、2022年2月末よりロシアがウクライナへの軍事侵攻を開始したことにより、同国へ対する輸出規制が強化されたこともあり、転売防止の観点での審査項目追加、欧州機の出荷前審査も日本で行い、統一の基準で判断するなど、顧客審査の強化に努めております。

コンプライアンス教育に関しては、すべての新入社員及び中途採用社員に対してコンプライアンス研修を実施いたしました。他の従業員に対しても階層別に一般的なコンプライアンス研修に加えて知的財産研修等、必要な研修・教育を実施いたしました。特に当社にとり重要なリスクとなる輸出管理については当社の輸出管理プログラムの周知徹底のため、新入社員研修、中途採用社員研修、階層別研修に加えて、国内関連子会社や関連部門を対象として輸出管理研修を実施するとともに、特に厳格な輸出管理が必要な国・地域に対しては、Web上での研修と海外を訪問したうえでの研修を例年通り実施し、知識向上と啓蒙活動を実施いたしました。

(2) 重要会議の開催状況

取締役の職務執行の適法性を確保するとともに、その適正性及び効率性を高めるために、社外取締役、社外監査役が出席する形式での取締役会を9回開催いたしました。

この他、取締役及び常勤監査役により構成される経営協議会を12回、執行役員会を12回開催し、全社的なリスクの把握・管理をいたしました。また、輸出管理委員会を12回開催し、輸出管理上のリスクの把握・管理をいたしました。

(3) 内部監査部門

取締役社長直属の独立した専任組織（内部監査部3名）が、業務執行のラインから独立した視点で、グループ全体の業務執行が適切かつ効率的に行われているかを監査しています。また、内部監査部では金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施しています。

子会社に対してもリスク管理状況についての監査を実施するとともに、子会社からの報告については監査役による子会社監査時、及び子会社監査部門との監査情報連絡会などで情報共有しています。

なお、内部監査部門の監査結果は、取締役社長に報告するとともに監査役へも定期報告を実施し、情報を共有しております。また、会計監査人とは、監査日程、監査手続など随時意見交換を行うとともに、内部統制監査において密接に連携しています。

(4) 監査役監査

社外監査役を含む各監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会をはじめとする重要会議へ出席する他、取締役、会計監査人及び内部監査部と定期的に面談することにより、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備並びに運用状況の確認をしております。

監査役は、主要な開発・生産拠点、営業拠点及びグループ子会社への往査を定期的に行いました。この他、常勤監査役は、当社幹部である執行役員と定期的に面談の機会を設けて情報交換を行っております。

連結持分変動計算書

(自 2024年1月1日)
(至 2024年12月31日)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分				
	資本金	資本剰余金	ハイブリッド 資本	自己株式	利益剰余金
2024年1月1日残高	51,115	208	110,822	△883	92,283
当期利益					7,700
その他の包括利益					
当期包括利益	—	—	—	—	7,700
ハイブリッド資本所有者への支払額					△1,696
自己株式の取得				△3	
自己株式の処分		0		24	
配当金					△13,357
資本剰余金と利益剰余金の振替		23			△23
株式報酬取引		227			
転換社債型新株予約権付社債の転換	20,114	19,864			
その他の資本の構成要素から 利益剰余金への振替					960
所有者による拠出及び所有者への配分合計	20,114	20,115	—	21	△14,116
非支配持分の取得及び処分		△1,827			
子会社等に対する所有持分の変動額合計	—	△1,827	—	—	—
2024年12月31日残高	71,230	18,496	110,822	△862	85,866

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分		非支配持分	資本合計
	その他の資本の 構成要素	合計		
2024年1月1日残高	14,444	267,990	4,555	272,545
当期利益		7,700	283	7,983
その他の包括利益	15,738	15,738	△1	15,737
当期包括利益	15,738	23,438	282	23,720
ハイブリッド資本所有者への支払額		△1,696		△1,696
自己株式の取得		△3		△3
自己株式の処分		25		25
配当金		△13,357	△144	△13,501
資本剰余金と利益剰余金の振替		—		—
株式報酬取引		227	58	285
転換社債型新株予約権付社債の転換	△253	39,726		39,726
その他の資本の構成要素から 利益剰余金への振替	△960	—		—
所有者による拠出及び所有者への配分合計	△1,213	24,921	△86	24,834
非支配持分の取得及び処分		△1,827	△2,793	△4,621
子会社等に対する所有持分の変動額合計	—	△1,827	△2,793	△4,621
2024年12月31日残高	28,969	314,522	1,957	316,480

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

＜連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等＞

1. 連結計算書類の作成基準

連結計算書類の作成にあたっては、会社計算規則第120条第1項に基づき指定国際会計基準（以下、「IFRS会計基準」）に準拠し作成しております。

なお、同項後段の規定により、IFRS会計基準で要請されている記載及び注記の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 127社

(2) 主要な連結子会社の名称

DMG MORI AKTIENGESellschaft、DMG MORI USA, Inc.、DMG MORI MANUFACTURING USA, INC.、DMG森精機（天津）機床有限公司、DMG森精機セールスアンドサービス株式会社、株式会社マグネスケール、株式会社太陽工機

3. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 10社

(2) 主要な持分法適用の関連会社の名称

DMG MORI Finance GmbH

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

国内連結子会社及び一部を除く在外連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。なお、一部の在外連結子会社は、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産及び負債の評価基準及び評価方法

①金融資産

(a) 当初認識及び測定

営業債権及びその他の債権はその発生日に、その他の金融資産は当該金融資産に関する契約の当事者となった取引日に、当初認識しております。当初認識時において金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で測定しております。

(b) 分類及び事後測定

金融資産については、当初認識時に、償却原価で測定される金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、もしくは純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類しております。

(償却原価で測定される金融資産)

金融資産のうち、以下の要件をともに満たすものは、償却原価で測定される金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有する事業モデルの中で保有されている
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる

償却原価で測定される金融資産は当初認識後、実効金利法による償却原価によって測定しております。

(その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産)

投資先との取引関係の維持又は強化を主な目的として保有する株式等の資本性金融商品については、当初認識時に、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産に指定しております。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融資産は当初認識後、公正価値の変動額をその他の包括利益として認識しております。認識を中止した場合、もしくは公正価値が著しく低下した場合に、その他の包括利益の累積額を直接利益剰余金に振替えております。なお、当該金融資産から生じる配当金については、純損益として認識しております。

また、以下の要件をともに満たす負債性金融資産は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類しております。それ以外の負債性金融資産は純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローの回収及び資産の売却を目的とした事業モデルに基づいて、資産が保有されている
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる

(純損益を通じて公正価値で測定される金融資産)

上記以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類しております。

純損益を通じて公正価値で測定される金融資産は当初認識後、公正価値の変動を純損益として認識しております。

(c) 金融資産の減損

償却原価で測定される金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

当社グループでは、金融資産にかかる信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを報告期間の末日毎に評価し、著しく増加していない場合には12ヵ月の予想信用損失に等しい金額を、信用リスクが当初認識時点から著しく増加している場合には全期間の予想信用損失に等しい金額を、貸倒引当金として認識しております。

なお、営業債権は常に、全期間の予想信用損失に等しい金額を貸倒引当金として認識しております。

また、過去に減損損失を認識した金融資産について、当初減損損失を認識した後に発生した事象により減損損失の金額が減少した場合には、過去に認識した減損損失を戻入れ、純損益として認識しております。

(d) 認識の中止

金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した時点、又は、金融資産から生じるキャッシュ・フローを受取る契約上の権利を譲渡し、リスクと経済的便益のほとんどすべてを移転した時点で、金融資産の認識を中止しております。

②金融負債

(a) 当初認識及び測定

金融負債は、当該金融負債の契約当事者になる取引日に当初認識しております。全ての金融負債は当初認識時に公正価値で測定しておりますが、償却原価で測定される金融負債については、直接帰属する取引費用を控除した金額で測定しております。

(b) 分類及び事後測定

金融負債については、当初認識時に、純損益を通じて公正価値で測定される金融負債、もしくは償却原価で測定される金融負債に分類しております。

純損益を通じて公正価値で測定される金融負債は当初認識後、公正価値の変動を純損益として認識しております。

償却原価で測定される金融負債は当初認識後、実効金利法による償却原価によって測定しております。実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得及び損失については、純損益として認識しております。

(c) 認識の中止

金融負債が消滅したとき、すなわち、契約上の義務が免責、取消又は失効となった時点で認識を中止しております。

③金融商品の相殺

金融資産及び金融負債は、当社グループが残高を相殺する法的権利を有し、かつ、純額で決済するかもしれない資産の実現と債務の決済を同時に実行する意思を有している場合にのみ連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しております。

④デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループは、為替リスク及び金利リスクをヘッジする目的で、為替予約、金利スワップ契約等のデリバティブを利用しており、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産及び純損益を通じて公正価値で測定される金融負債に分類しております。また、ヘッジ会計の要件を満たすデリバティブをヘッジ手段として指定し、ヘッジ会計を適用しております。ヘッジ会計の適用に当たっては、ヘッジ開始時に、ヘッジ関係、リスク管理目的及び戦略について、文書化を行っております。当該文書には、ヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジするリスクの性質、及びヘッジの有効性を判定する方法が記載されており、ヘッジ関係が将来に向けて有効であるかどうかを継続的に評価しております。

当社グループでは、ヘッジ会計の要件を満たす金利関連のデリバティブ取引についてキャッシュ・フロー・ヘッジを適用しております。キャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段にかかる公正価値の変動額のうち、ヘッジの効果が有効な部分はその他の包括利益に認識し、ヘッジ対象取引を実行し純損益に認識するまでその他の資本の構成要素として認識しております。また、有効でない部分は純損益として認識しております。

その他の資本の構成要素に認識したヘッジ手段に係る金額は、ヘッジ対象である取引が純損益に影響を与える時点で純損益に振替えております。ヘッジ対象が非金融資産又は非金融負債の認識を生じさせるものである場合には、その他の資本の構成要素として認識している金額は、非金融資産又は非金融負債の当初の帳簿価額の修正として会計処理しております。予定取引の発生がもはや見込まれない場合には、ヘッジ会計を中止し、従来その他の資本の構成要素として認識していた累積損益を純損益に振替えております。ヘッジ会計を中止した場合であっても、ヘッジされた将来キャッシュ・フローの発生の可能性が見込まれる場合には、ヘッジ会計の中止時までにはその他の資本の構成要素として認識していた金額を、当該将来キャッシュ・フローが発生するまで引き続きその他の資本の構成要素に認識しております。なお、当社グループでは公正価値ヘッジ及び在外営業活動体に対する純投資ヘッジは行っておりません。

⑤非金融資産の評価基準及び評価方法

(a) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い額で計上しております。取得原価には、購入原価、加工費及び棚卸資産を現在の場所及び状態とするまでに発生したその他の費用が含まれております。

正味実現可能価額とは、通常の事業の過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び販売に要する見積費用を控除した額であります。

個別法を採用している棚卸資産を除き、原価の配分方法は、原則として平均法を採用しております。

以下の棚卸資産は個別法を採用しております。

(i) 代替性がない棚卸資産

(ii) 特定のプロジェクトのために製造され、かつ、他の棚卸資産から区分されている棚卸資産

(b) 有形固定資産

有形固定資産は原価モデルを適用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。取得原価には、その資産の取得に直接付随するすべての費用を含んでおります。修繕費用は発生した会計期間の費用として認識しております。

(c) のれん及び無形資産

無形資産は原価モデルを適用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

子会社の取得により生じたのれんは「のれん」に計上しております。のれんの償却は行わず、毎期の減損テストにより必要な場合は減損損失を認識いたします。なお、のれんの減損損失戻入は行っておりません。

開発活動で発生した費用は、以下のすべての条件を満たしたことを立証できる場合にのみ、資産計上しております。

(i) 使用又は売却できるように無形資産を完成させることの技術上の実行可能性

(ii) 無形資産を完成させ、さらにそれを使用又は売却するという企業の意図

(iii) 無形資産を使用又は売却できる能力

(iv) 無形資産が蓋然性の高い将来の経済的便益を創出する方法

(v) 無形資産の開発を完成させ、さらにそれを使用又は売却するために必要となる、適切な技術、財務上及びその他の資源の利用可能性

(vi) 開発期間中の無形資産に起因する支出を、信頼性をもって測定する能力

上記資産計上の要件を満たさないものは発生した会計期間の費用として認識しております。

(d) リース

(借手側)

リース負債は、リース開始日におけるリース料総額の未決済分の割引現在価値として測定を行っております。また、連結財政状態計算書において、リース負債を「その他の金融負債」に含めて表示しております。使用権資産については、リース負債の当初測定額に当初直接コスト等を調整して測定を行っております。使用権資産は、リース期間又は経済的耐用年数のいずれか短い期間で規則的に償却しております。

リース料は、リース負債残高に対して一定の利子率となるように、金融費用とリース負債残高の返済部分とに配分しております。金融費用は連結損益計算書上、使用権資産に係る減価償却と区分して表示しております。

契約がリースであるか否か、又は契約にリースが含まれているか否かについては、法的にはリースの形態をとらないものであっても、契約の実質に基づき判断しております。

なお、リース期間が12ヵ月以内に終了するリース及び原資産が少額であるリースについて、当該リースに関連したリース料を、リース期間にわたり定額法により費用として認識しております。

(貸手側)

当社グループは、資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてを借手に移転するリースをファイナンス・リース取引に分類し、それ以外のリースはオペレーティング・リース取引として分類しております。

ファイナンス・リース取引においては、対象となる資産の認識の中止を行い、リース料総額の現在価値で正味リース投資未回収額を認識及び測定しております。

オペレーティング・リース取引においては、対象となる資産を連結財政状態計算書に計上しており、受取リース料は連結損益計算書においてリース期間にわたって収益として認識しております。

(e) 非金融資産の減損

当社グループは、耐用年数を確定できない無形資産及びのれん以外の資産について、期末日において減損の兆候の有無を判定しております。

減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積り、必要に応じて資産の帳簿価額を修正いたします。資金生成単位については、継続的に使用することにより他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資産グループとしております。

耐用年数を確定できない無形資産及びのれんについては、定期的な償却計算を行わず、毎年、減損の兆候の有無に関わらず減損テストを実施しております。減損損失は、帳簿価額が回収可能価額を上回る場合に認識いたします。

資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と売却費用控除後の公正価値のうちいずれか高い金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産の固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いております。

見積られた将来キャッシュ・フローに基づく現在価値の計算は、主に将来の販売価格又は販売量及び費用の仮定に基づいております。

のれん以外の固定資産については、毎年減損の戻入の兆候について検討を行い、戻入が必要な場合には、償却分を調整した当初の帳簿価額を超えないように新たに見積った回収可能価額を上限として、損失の戻入をいたします。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（使用権資産を除く）

使用可能となった時点より開始され、以下の見積耐用年数にわたって定額法により行っております。

建物及び構築物	3～50年
機械装置及び運搬具	2～30年
工具、器具及び備品	2～23年

②無形資産（使用権資産を除く）

その他の無形資産の減価償却は以下の見積耐用年数にわたって定額法により行っております。

開発により生じた無形資産	2～10年
ソフトウェア及びその他の無形資産	1～5年
顧客関連資産	概ね15年
技術資産	概ね6年
商標権（耐用年数を確定できるもの）	30年

資産化された開発費の償却は、プロジェクトの終了時点より開始され、当該開発資産が正味のキャッシュ・インフローをもたらすと期待される期間にわたり定額法により行っております。

(3) 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、合理的に見積り可能である法的又は推定的債務を有しており、その債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高い場合に認識しております。

また、引当金の金額は期末日において債務を履行するとした場合の最善の見積りを用いて行っております。

引当金については、時間的価値の影響が重要な場合には、現在価値に割引いて認識しております。現在価値への割引においては、貨幣の時間的価値の現在の市場評価と当該引当金に特有のリスクを反映させた割引率を使用しております。

(4) 売上収益

当社グループは、顧客との契約について以下のステップを適用することにより収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社グループは、工作機械の製造と販売、及び工作機械に関連するサービスやソリューションの提供を行っております。工作機械の販売においては、顧客との契約に基づき、製品の支配が顧客に移転した時点（通常は、出荷時又は検収時）で収益を認識しております。また、工作機械に関連するサービスやソリューションについては、当社グループが顧客との契約に基づいて履行義務を充足した時点（通常は、サービス提供時等）で収益を認識しております。取引の対価は、履行義務の充足前に前受金として受領する場合を除き、履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりませ

ん。

また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引及びリベートを控除した金額で測定し、返品を減額しております。

(5) 退職後給付制度の会計処理方法

確定給付制度債務の現在価値及び当期勤務費用並びに過去勤務費用は、予測単位積増方式に基づき計算しております。

当該方式のもと、報告期間の末日において認識又は発生したこれらの年金及び年金の権利を認識するのみならず、退職給付に影響する要素である退職給付や給与の将来的な増加も見積りにより考慮しております。

計算は独立した専門家の数理計算上の報告書により行われます。

確定給付型の制度に関する負債は、期末日時点の確定給付債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除した金額により認識しております。

退職給付債務の現在価値は、関連する年金債務の期間に満期が近似しており、かつ給付が支払われる通貨建ての優良社債の市場利回りに基づく割引後見積将来キャッシュ・フローで算定しております。

数理計算上の仮定の変更や実績に基づく調整により生じた数理計算上の差異は、発生した期間にその他の包括利益として認識した上で、即時に利益剰余金に振り替えております。

過去勤務費用は直ちに純損益として認識しております。

確定拠出制度における掛金は、IFRSが当該掛金を資産の原価に含めることを要求又は許容している場合を除き、拠出すべき時期に純損益として認識しております。

確定給付制度が積立超過である場合には、確定給付資産の純額を次のいずれか低い方で測定いたします。

(i) 当該確定給付制度の積立超過

(ii) 資産上限額（アセットシーリング）

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建取引は取引日の為替レートで当社グループの各社の機能通貨に換算しております。在外子会社の資産及び負債は期末日の為替レートで、収益及び費用は平均為替レートで日本円に換算しております。

在外子会社の財務諸表から発生した為替換算差額は連結包括利益計算書のその他の包括利益で認識し、為替換算差額の累積額は連結財政状態計算書のその他の資本の構成要素に計上しております。

期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に再換算しております。公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産及び負債は、その公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に再換算しております。取得原価に基づいて測定されている非貨幣性項目は、取引日の為替レートを用いて換算しております。再換算又は決済により発生した換算差額は、その期間の純損益で認識しております。

在外子会社の取得に伴い発生したのれん及びその他の無形資産並びにその公正価値への調整額については、当該在外子会社の資産及び負債として扱われ、期末日の為替レートで換算されます。ただし、超インフレ経済下にある子会社の財務諸表については、IAS第29号「超インフレ経済下における財務報告」に定められる要件に従い、会計上の調整を加えております。この調整が当社グループの連結計算書類に与える重要な影響はありません。

(7) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

①消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

②グループ通算制度の適用

当社及び一部の国内連結子会社では、グループ通算制度を適用しております。

③連結納税制度の適用

一部の在外連結子会社では、連結納税制度を適用しております。

6. 会計方針の変更

(サプライヤー・ファイナンス契約－IAS第7号及びIFRS第7号の改訂)

当社グループは、当連結会計年度よりIAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」(2023年5月改訂)及びIFRS第7号「金融商品：開示」(2023年5月改訂)(サプライヤー・ファイナンス契約の開示の拡充)を適用しております。

7. 表示方法の変更

(ロシアの事業拠点であるUlyanovsk Machine Tools oooに係る事業を非継続事業に分類したことによる変更)

当社グループには、ロシアの事業拠点として、ウリヤノフスクに工作機械の組立工場であるUlyanovsk Machine Tools ooo(以下、同社)がありますが、2024年2月19日、同社の株式をロシア連邦政府が収用いたしました。当社グループは同社に対する支配権を喪失したと判断し、当連結会計年度より同社を当社グループの連結の範囲から除外いたしました。これに伴い、当連結会計年度より、同社に係る事業を非継続事業に分類しています。

なお、非継続事業に分類した同社に係る損益は、連結損益計算書において継続事業からの当期利益の後に、法人所得税費用控除後の金額で区分表示しています。

<会計上の見積りに関する注記>

1. DMG MORI AKTIENGESELLSCHAFT (以下、DMG MORI AG) の取得により生じたのれん及び耐用年数を確定できない無形資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 86,172百万円

耐用年数を確定できない無形資産 42,756百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

のれん及び耐用年数を確定できない無形資産については、定期的な償却計算を行わず、毎年、減損の兆候の有無に関わらず減損テストを実施しております。

DMG MORI AGに係るのれん及び耐用年数を確定できない無形資産の回収可能価額は、これらが配分された資金生成単位又は資金生成単位グループの使用価値により測定しております。当該使用価値算定上の仮定、あるいは使用価値算定の基礎となる将来キャッシュ・フロー、割引率等の仮定は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、翌連結会計年度の連結計算書類において、回収可能価額の金額に重要な修正を生じさせるリスクを有しております。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額） 6,662百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産については、将来減算一時差異等を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しておりますが、当該回収可能性の判断は、当社グループの事業計画に基づいて決定した各将来事業年度の課税所得の見積りを前提としております。当該将来事業年度の課税所得の見積りは、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の計上額に重要な修正を生じさせるリスクを有しております。

3. ドミネーション・アグリーメントにより発生した金融負債

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

その他の金融負債（流動） 60,195百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

ドミネーション・アグリーメントの発効に伴い生じた株式買取義務及び年度毎の継続補償額について、買取単価あるいは年度補償額と対象株式数に基づき、連結会計年度末において将来支払が見込まれる金額を算定するとともに、支払が生じると予想される時期を仮定し、割引現在価値の見積りを行っております。そのため、これらの負債算定に関しては、株式の買取や支払に関する条件及び支払が生じると予想される時期、並びに将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、翌連結会計年度の連結計算書類において、負債の計上額に重要な修正を生じさせるリスクを有しております。

＜連結財政状態計算書に関する注記＞

1. 資産から直接控除した貸倒引当金
営業債権及びその他の債権 3,573百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額 155,563百万円
上記減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。
3. 使用権資産の減価償却累計額 16,887百万円
4. 債務保証
 - (1) 販売先のリース料支払等に対する債務保証 1,291百万円
 - (2) その他の債務保証 430百万円

＜連結損益計算書に関する注記＞

該当事項はありません。

＜連結持分変動計算書に関する注記＞

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式（株）	125,953,683	16,001,907	—	141,955,590

（注）発行済株式の総数の増加は、2024年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使による増加であります。

2. 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式（株）	460,341	882	12,925	448,298

（変動事由の概要）

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 882株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

譲渡制限付株式の付与による減少 12,925株

3. 新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（千株）			
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
当社	2021年 2024年満期ユーロ円建 転換社債型新株予約権 付社債	普通株式	15,688	313	16,001	—

4. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2024年3月28日 定 時 株 主 総 会	普通株式	6,278	50	2023年12月31日	2024年3月29日
2024年7月31日 取 締 役 会	普通株式	7,078	50	2024年6月30日	2024年9月13日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当の 原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2025年3月27日 定 時 株 主 総 会	普通株式	利益 剰余金	7,078	50	2024年12月31日	2025年3月28日

5. ハイブリッド資本に関する事項

当社は、永久劣後特約付ローン（以下、「永久劣後ローン」）及び利払繰延条項・任意償還条項付無担保永久社債（以下、「永久劣後債」）による資金調達を行っております。

これらは、元本の弁済及び償還期日の定めがなく利息の任意繰延が可能であり、劣後特約の内容で定めた劣後事由（清算等）が発生した場合を除き支払義務がないこと等により、「資本性金融商品」に分類されると判断し、永久劣後ローン及び永久劣後債による調達額から発行費用を控除した額は、連結財政状態計算書上、資本の部に「ハイブリッド資本」として計上しております。

(1) 第1回永久劣後ローンの概要

- | | |
|--------------|--|
| ① 名称 | 第1回永久劣後特約付ローン |
| ② 調達額 | 400億円 |
| ③ 貸付人 | 株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行 |
| ④ 借入実行日 | 2016年9月20日 |
| ⑤ 弁済期日 | 期日の定め無し
ただし、2021年9月20日以降の各利払日において、元本の全部又は一部の任意弁済が可能 |
| ⑥ 適用利率 | 2016年9月20日から2026年9月20日までは、6ヵ月Tiborをベースとした変動金利
以降は、6ヵ月Tiborをベースとし、1.00%ステップアップした変動金利 |
| ⑦ 利息支払に関する条項 | 利息の任意繰延が可能 |
| ⑧ 劣後特約 | 第1回永久劣後ローンの債権者は、契約に定める劣後事由（清算等）が発生した場合、上位債務に劣後した支払請求権を有する |

(2) 第2回永久劣後ローンの概要

- | | |
|--------------|---|
| ① 名称 | 第2回永久劣後特約付ローン |
| ② 調達額 | 370億円 |
| ③ 貸付人 | 三井住友信託銀行株式会社、株式会社南都銀行 他8行 |
| ④ 借入実行日 | 2020年8月31日 |
| ⑤ 弁済期日 | 期日の定め無し
ただし、2025年8月29日以降の各利払日において、元本の全部又は一部の任意弁済が可能 |
| ⑥ 適用利率 | 2020年8月31日から2025年8月29日までは、固定金利
以降は、6ヵ月Tiborをベースとし、1.00%ステップアップした変動金利 |
| ⑦ 利息支払に関する条項 | 利息の任意繰延が可能 |
| ⑧ 劣後特約 | 第2回永久劣後ローンの債権者は、契約に定める劣後事由（清算等）が発生した場合、上位債務に劣後した支払請求権を有する |

⑨ 借換制限条項

第2回永久劣後ローンを任意弁済する場合には、信用格付業者から第2回永久劣後ローンと同等以上の資本性を有するものと承認される等の条件を満たした証券又は債務により第2回永久劣後ローンを借り換える必要がある。ただし、5年経過以降、以下のいずれも充足する場合には、この限りではない

①調整後の連結株主資本金額が1,512億円以上である

②調整後の連結株主資本比率が26.8%を上回る

なお、上記の各数値は以下にて計算されるものとする

調整後の連結株主資本金額

＝親会社の所有者に帰属する持分合計－その他の資本の構成要素－ハイブリッド資本

調整後の連結株主資本比率

＝上記にて計算される調整後の連結株主資本金額÷資産合計

(3) 第3回永久劣後債の概要

① 名称

第3回利払繰延条項・任意償還条項付無担保永久社債
(清算型倒産手続時劣後特約付)

② 社債総額

250億円

③ 払込日

2020年10月29日

④ 償還期限

期限の定め無し

ただし、2027年10月29日以降の各利払日において、全部（一部は不可）の任意償還が可能

⑤ 適用利率

2020年10月29日から2027年10月29日までは、固定金利
以降は、6ヵ月ユーロ円Liborをベースとし、3.00%ステップアップした変動金利

⑥ 利息支払に関する条項

利息の任意繰延が可能

⑦ 劣後特約

第3回永久劣後債の社債権者は、社債要項に定める劣後事由（清算等）が発生した場合、上位債務に劣後した支払請求権を有する

⑧ 借換制限条項

なし

(注) 金利指標改革により、2021年12月末をもって6ヵ月ユーロ円Liborの公表が停止されたため、適用利率の決定に関する社債要項の定めに従い、利率決定日に利率照会銀行が提示していたロンドンの主要銀行に対する円の6ヵ月預金の提示レートの平均値を、代替的に利用いたします。なお、社債要項に変更はありません。

(4) 第4回永久劣後債の概要

① 名称

第4回利払繰延条項・任意償還条項付無担保永久社債
(清算型倒産手続時劣後特約付)

② 社債総額

300億円

③ 払込日

2021年8月31日

④ 償還期限

期限の定め無し

ただし、2026年8月31日以降の各利払日において、全部（一部は不可）の任意償還が可能

⑤ 適用利率

2021年8月31日から2026年8月31日までは、固定金利
以降は、1年国債をベースとし、1.00%ステップアップした変動金利

- ⑥ 利息支払に関する条項 利息の任意繰延が可能
- ⑦ 劣後特約 第4回永久劣後債の社債権者は、社債要項に定める劣後事由（清算等）が発生した場合、上位債務に劣後した支払請求権を有する
- ⑧ 借換制限条項 第4回永久劣後債の任意償還又は買入れを行う場合には、信用格付業者から第4回永久劣後債と同等以上の資本性を有するものと承認される等の条件を満たした証券又は債務により第4回永久劣後債を借り換えることを意図している
- ただし、5年経過以降、以下のいずれも充足する場合には、当該借換えを見送る可能性がある
- ①調整後の連結株主資本金額が1,512億円を上回った場合
- ②調整後の連結株主資本比率が26.8%を上回った場合
- なお、上記の各数値は以下にて計算されるものとする
- 調整後の連結株主資本金額
 =親会社の所有者に帰属する持分合計－その他の資本の構成要素－ハイブリッド資本
- 調整後の連結株主資本比率
 =上記にて計算される調整後の連結株主資本金額÷資産合計

(5) ハイブリッド資本に係る支払額

当連結会計年度におけるハイブリッド資本に係る支払額は、以下のとおりであります。

種類	支払日	支払の総額（百万円）
第1回永久劣後ローン	2024年3月21日	225
	2024年9月20日	230
第2回永久劣後ローン	2024年2月29日	184
	2024年8月30日	185
第3回永久劣後債	2024年4月26日	300
	2024年10月29日	300
第4回永久劣後債	2024年2月29日	135
	2024年8月30日	135

当連結会計年度末におけるハイブリッド資本の残高は、以下のとおりであります。

種類	残高（百万円）
第1回永久劣後ローン	20,000
第2回永久劣後ローン	37,000
第3回永久劣後債	25,000
第4回永久劣後債	30,000

6. その他の資本の構成要素に関する事項

（単位：百万円）

	確定給付制度 の再測定	在外営業 活動体の 換算差額	キャッシュ・フロー・ ヘッジの 公正価値の 純変動の 有効部分	その他の包括 利益を通じて 公正価値で測定 される金融資産 の公正価値の 変動	新株予約権	合計
2024年1月1日残高	—	6,652	△116	7,654	253	14,444
その他の包括利益	19	16,114	33	△429	—	15,738
転換社債型新株予約権付 社債の転換	—	—	—	—	△253	△253
その他の資本の構成要素 から利益剰余金への振替	△19	—	—	△940	—	△960
2024年12月31日残高	—	22,767	△82	6,284	—	28,969

＜収益認識に関する注記＞

当社グループは、工作機械の製造と販売、及び工作機械に関連するサービスやソリューションの提供を行っております。工作機械の販売においては、顧客との契約に基づき、製品の支配が顧客に移転した時点（通常は、出荷時または検収時）で収益を認識しております。また、工作機械に関連するサービスやソリューションについては、当社グループが顧客との契約に基づいて履行義務を充足した時点（通常は、サービス提供時等）で収益を認識しております。取引の対価は、履行義務の充足前に前受金として受領する場合を除き、履行義務を充足してから概ね１年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引及びリベートを控除した金額で測定し、返品を減額しております。なお、当連結会計年度において、重要な値引及びリベートはありません。

(1) 収益の分解

地域別の収益とセグメント売上収益の関連は、以下のとおりであります。

当連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			調整額		連結損益 計算書計上額
	マシンツール	インダストリアル ・サービス	合計	全社機能	消去	
売上収益						
日本	158,785	65,131	223,916	—	△142,619	81,297
ドイツ	228,481	51,484	279,965	1,649	△135,189	146,426
米州	87,675	36,922	124,598	—	△17,834	106,764
その他欧州	127,072	62,615	189,687	—	△27,240	162,446
中国・アジア	34,518	14,427	48,946	—	△4,936	44,010
合計	636,533	230,581	867,114	1,649	△327,819	540,945

(2) 契約残高

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2024年12月31日)
顧客との契約から生じた債権	54,845
契約負債	84,576

連結財政状態計算書において、顧客との契約から生じた債権は、営業債権及びその他の債権に含まれております。

契約負債は、顧客との契約に基づき、注文時など履行義務の充足前に受領した前受金等であります。個々の契約に基づく履行義務が充足された時点で契約負債の認識が中止され、それと同時に収益が認識されます。契約の成立（注文等）から義務の履行まで通常1年を超過することはないため、重要な金融要素は含んでおりません。契約負債の期首残高のうち認識した収益の金額は、当連結会計年度において93,430百万円であります。また、残存履行義務の予想契約期間は1年以内であります。

<金融商品に関する注記>

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に工作機械の製造及び販売事業を行うため、事業活動における資金需要に基づき、必要な資金の一部を新株式発行、社債発行、銀行からの借入金及び売掛債権流動化により調達しております。

また、資金運用については、短期的な預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権及びその他の債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、当社グループは、グローバルに事業を展開していることから、営業債権及びその他の債権の一部に外貨建のものがあり、為替変動リスクに晒されておりますが、ほとんどが短期間に決済されるものであります。

資本性金融商品（投資有価証券）は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務及びその他の債務は、一部に外貨建のものがあり、為替変動リスクに晒されておりますが、ほとんどが短期間に決済されるものであります。

借入金は、DMG MORI AGの株式取得資金及び同社からの自己株式取得資金並びに運転資金として、また、社債は、設備投資に必要な資金として調達しております。借入金は、金利変動リスクに晒されております。また、営業債務並びに社債及び借入金は、流動性リスクに晒されております。

外部株主への支払義務（ドミネーション・アグリーメントの発効に伴い計上する負債）は、債務額を将来支払いが見込まれる期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値で算定しており、金利の変動に伴い債務額が変動し、純損益に影響を及ぼすリスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は「与信管理規程」に従い、営業債権について相手先毎の与信残高管理及び期日管理を行うとともに、信用情報の定期的な把握に努めております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

当期の連結決算日における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の帳簿価額により表されております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建の営業債権、債務及びその他の債権、債務の為替変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

金利変動リスクに対しては、社債の支払利息は固定金利とし、長期借入金の支払利息の一部は、固定金利とするもしくは金利スワップにより、金利上昇のリスクヘッジを行っております。

資本性金融商品（投資有価証券）の市場価格変動リスクに対しては、定期的に時価や取

引先企業の財務状況等を把握しております。

デリバティブ取引については、社内の「ワークフロー規程」に従い、個別に担当取締役の決裁を受け、取引の実行及び管理は財務部が行っております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金繰計画を作成・更新することで、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の公正価値等に関する事項についての補足説明

金融商品の公正価値には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

当連結会計年度末における帳簿価額及び公正価値は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値
償却原価で測定される金融資産		
現金及び現金同等物	41,747	41,747
営業債権及びその他の債権	66,728	66,728
貸付金及びその他の金融資産	7,231	7,231
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産		
その他の金融資産（株式）	14,455	14,455
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産		
デリバティブ資産	306	306
合計	130,468	130,468
償却原価で測定される金融負債		
営業債務及びその他の債務	75,119	75,119
社債及び借入金	106,450	106,450
その他の金融負債 （外部株主への支払義務）	60,195	60,195
その他の金融負債（リース負債等）	69,572	69,572
純損益を通じて公正価値で測定される金融負債		
デリバティブ負債	409	409
合計	311,747	311,747

(注) 金融商品の公正価値の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
(償却原価で測定される金融資産)

(1) 現金及び現金同等物

満期までの期間が短期であるため、帳簿価額は公正価値に近似しております。

(2) 営業債権及びその他の債権

満期までの期間が短期であるため、帳簿価額は公正価値に近似しております。

(3) 貸付金及びその他の金融資産

非流動のものの公正価値は、一定の期間毎に区分し、債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しております。また、流動のものは、満期までの期間が短期であるため、帳簿価額は公正価値に近似しております。

(償却原価で測定される金融負債)

(1) 営業債務及びその他の債務

満期までの期間が短期であるため、帳簿価額は公正価値に近似しております。

(2) 社債及び借入金

社債の公正価値は、期末日の市場価格より算定しております。借入金のうち、非流動のものの公正価値は、一定の期間毎に区分し、債務額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しております。また、流動のものは、満期までの期間が短期であるため、帳簿価額は公正価値に近似しております。

(3) その他の金融負債

外部株主への支払義務（ドミネーション・アグリーメントの発効に伴い計上する負債）の公正価値は、一定期間毎に区分し、外部株主に対して将来支払が見込まれる金額をその期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しております。

リース負債等の公正価値は、一定の期間毎に区分し、債務額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しております。

(その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産)

(1) その他の金融資産（株式）

上場株式の公正価値については、期末日の市場価格、非上場株式の公正価値については主として純資産価値に基づく評価技法等により算定しております。

(純損益を通じて公正価値で測定される金融資産及び金融負債)

(1) デリバティブ資産及びデリバティブ負債

為替予約については、先物為替相場等によって公正価値を算定しております。

金利スワップについては、将来キャッシュ・フロー額を満期までの期間及び報告期末日現在の金利スワップ利率により割り引いた現在価値により算定しております。

3. 金融商品の公正価値のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の公正価値ヒエラルキーは、レベル1からレベル3までを以下のように分類しております。なお、公正価値ヒエラルキーのレベル1、2及び3の間の振替は、振替を生じさせた事象又は状況の変化の日に認識しております。

レベル1：活発な市場における公表価格により測定された公正価値

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察可能な市場データに基づかないインプットを含む、評価技法から算出された公正価値

償却原価で測定される金融商品

当連結会計年度末における償却原価で測定される金融商品の帳簿価額と公正価値ヒエラルキーは、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値			
		レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	55,743	—	—	55,743	55,743
その他の金融負債 (外部株主への支払義務)	60,195	—	—	60,195	60,195

(注) 1年以内返済及び償還予定の残高を含んでおります。

公正価値で測定される金融商品

当連結会計年度末における公正価値で測定される金融商品の公正価値ヒエラルキーは、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
金融資産				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産				
その他の金融資産（株式）	1,530	—	12,924	14,455
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産				
デリバティブ資産	—	306	—	306
合計	1,530	306	12,924	14,761
金融負債				
純損益を通じて公正価値で測定される金融負債				
デリバティブ負債	—	409	—	409
合計	—	409	—	409

(注) 当連結会計年度において、公正価値ヒエラルキーのレベル 1 及び 2 の間の重要な振替はありません。

レベル 3 に分類されている非上場株式の公正価値は、主として純資産価値に基づく評価技法を適用して算定しており、この評価モデルでは修正純資産法等を用いて算定しております。

レベル 2 に分類されている金融資産及び金融負債は為替予約、金利通貨スワップ等に係るデリバティブ取引であります。為替予約、金利通貨スワップ等の公正価値は、取引先金融機関等から提示された金利等の観察可能な市場データに基づき算定しております。

当連結会計年度における、レベル３に分類された金融商品の増減は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

期首残高	13,310
利得及び損失合計	
その他の包括利益	△98
購入	431
その他（注）	△718
期末残高	12,924

（注）当連結会計年度においては、投資先の持分割合が増加したことに伴う、持分法で会計処理されている投資への振替による減少718百万円です。

＜投資不動産に関する注記＞

該当事項はありません。

＜企業結合に関する注記＞

該当事項はありません。

＜非継続事業に関する注記＞

(1) 非継続事業の概要

当社グループにはロシアの事業拠点として、ウリヤノフスクに工作機械の組立工場である Ulyanovsk Machine Tools ooo（以下、同社）がありますが、2024年2月19日、同社の株式をロシア連邦政府が収用しました。当社グループは同社に対する支配権を喪失したと判断し、当連結会計年度より同社を当社グループの連結の範囲から除外いたしました。これにより、同社に係る事業を非継続事業に分類して表示しております。

なお、当社グループはドイツ連邦共和国政府による海外直接投資保険に加入しており、当該収用に関する保険求償を行っております。同求償金額は当連結会計年度末では確定していないため、本件の予想される財務上の影響について合理的な見積りはできません。

(2) 非継続事業の損益

非継続事業の損益は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
収益	0
費用	15,072
営業損失	△15,072
金融収益	2
金融費用	—
税引前当期損失	△15,069
法人所得税	0
非継続事業からの当期損失	△15,069

(注) 当連結会計年度の費用は、主に同社株式の収用により認識した損失15,069百万円であり、当該損失には、在外営業活動体の為替換算差額の累計額から純損益への組替調整額4,262百万円を含んでおります。

< 1株当たり情報に関する注記 >

1. 1株当たり親会社所有者帰属持分 2,224円02銭

(注) 親会社の所有者に帰属する持分（ハイブリッド資本を含む）を、普通株式の期末発行済株式数から期末自己株式数を控除した株式数で除して算定しております。

2. 基本的1株当たり当期利益（△損失）

継続事業 153円31銭

非継続事業 △109円71銭

基本的1株当たり当期純利益 43円60銭

(注) 親会社の所有者に帰属する当期利益よりハイブリッド資本所有者の持分相当額を控除した金額を、普通株式の期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数で除して算定しております。

< ドミネーション・アグリーメントに関する注記 >

1. ドミネーション・アグリーメント

当社の連結対象会社であるDMG MORI GmbH（現DMG MORI Europe Holding GmbH、以下、「GmbH社」）とDMG MORI AGとの間でのドミネーション・アグリーメントが2016年8月24日に発効されました。

ドミネーション・アグリーメントとは、ある会社から他の会社の意思決定機関である取締役会に対して直接的な指示が可能となるドイツ法制に基づく契約です。また、これにより2016年度以降のAG社の利益及び損失はGmbH社に移転します。

GmbH社以外のAG社株主（以下、「外部株主」）は、AG社株式の買取を請求するか、請求しない場合には継続的に補償金を受領することができます。GmbH社は外部株主による株式買取請求に対して、AG社株式1株当たり37.35ユーロで応じる義務があります。また、株式買取請求をしない外部株主に対しては、年度毎にAG社株式1株当たり1.17ユーロ（税込）の継続補償を支払う義務があります。

当初、株式買取請求に応じる義務のある期間は、ドミネーション・アグリーメントの発効日から2ヵ月間の予定でしたが、外部株主から株式買取請求価額及び年度毎の継続補償額について再評価の申し立てが裁判所に提起されたため、株式買取請求期間はドイツ法制に基づいて裁判終結の告知の2ヵ月後まで延長されております。なお、株式買取請求価額及び年度毎の継続補償額については、ドイツの裁判所が指名した監査人が公正な価額として監査したものであり、当社は妥当な価額であると考えております。

2. 会計処理の概要

ドミネーション・アグリーメントの発効により、将来支払が見込まれる金額の割引現在価値をその他の金融負債に計上しております。外部株主に対する将来支払いが見込まれる金額の割引現在価値を当連結会計年度末で再評価した結果、連結財政状態計算書のその他の金融負債（流動）60,195百万円、連結損益計算書の金融費用3,756百万円を計上しております。

<重要な後発事象に関する注記>

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第77期 (2024年12月期)	第76期（ご参考） (2023年12月期)	科目	第77期 (2024年12月期)	第76期（ご参考） (2023年12月期)
資産の部			負債の部		
流動資産	151,243	156,809	流動負債	190,207	152,464
現金及び預金	229	4,062	買掛金	21,412	26,922
受取手形	83	374	短期借入金	65,716	43,108
売掛金	19,988	26,291	1年内返済の長期借入金	54,000	—
商品及び製品	7,455	8,635	1年内償還予定社債	—	39,954
仕掛品	10,127	9,187	リース債務	480	313
原材料及び貯蔵品	15,807	17,178	未払金	25,290	22,687
前払費用	2,454	2,267	未払費用	5,510	4,781
未収還付法人税等	188	—	未払法人税等	403	661
未収消費税等	1,582	1,431	契約負債	15,421	12,267
未収入金	11,539	12,860	預り金	213	187
短期貸付金	75,557	66,592	製品保証引当金	1,422	1,299
前渡金	4,169	5,631	その他	336	280
その他	7,084	6,154	固定負債	128,766	174,950
貸倒引当金	△5,025	△3,860	社債	55,000	55,000
固定資産	339,914	314,068	長期借入金	58,137	109,875
（有形固定資産）	(87,496)	(73,524)	リース債務	6,802	5,805
建物	32,202	28,526	再評価に係る繰延税金負債	1,278	1,278
構築物	1,578	1,193	長期未払金	6,372	2,552
機械及び装置	8,214	6,171	繰延税金負債	616	—
車両運搬具	145	59	資産除去債務	558	439
工具、器具及び備品	4,682	3,523	負債合計	318,973	327,414
土地	23,502	21,701	純資産の部		
リース資産	7,465	6,273	株主資本	169,876	140,375
建設仮勘定	9,703	6,074	資本金	71,230	51,115
（無形固定資産）	(24,200)	(19,414)	資本剰余金	71,532	51,417
特許権	216	191	資本準備金	48,961	28,846
ソフトウエア	8,783	7,680	その他資本剰余金	22,571	22,571
ソフトウエア仮勘定	14,244	10,753	利益剰余金	27,784	38,508
その他	956	788	その他利益剰余金	27,784	38,508
（投資その他の資産）	(228,217)	(221,130)	資産圧縮積立金	268	286
投資有価証券	1,916	2,664	繰越利益剰余金	27,515	38,221
関係会社株式	42,908	35,399	自己株式	△670	△667
関係会社出資金	174,657	174,657	評価・換算差額等	2,308	2,834
長期前払費用	6,568	6,169	その他有価証券評価差額金	413	931
繰延税金資産	—	133	繰延ヘッジ損益	△70	△62
その他	2,166	2,106	土地再評価差額金	1,965	1,965
資産合計	491,158	470,877	新株予約権	—	253
			純資産合計	172,185	143,463
			負債及び純資産合計	491,158	470,877

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第77期 (2024年1月1日～2024年12月31日)		第76期（ご参考） (2023年1月1日～2023年12月31日)	
売上高	106,045		136,614	
売上原価	68,039		86,650	
売上総利益	38,006		49,963	
販売費及び一般管理費	54,696		49,288	
営業利益（△損失）	△16,689		675	
営業外収益				
受取利息及び配当金	20,367		22,708	
受取賃貸料	3,919		3,931	
為替差益	1,238		2,947	
その他	91	25,617	97	29,684
営業外費用				
支払利息	2,227		2,025	
賃貸収入原価	1,470		1,202	
社債利息	889		1,020	
株式交付費	238		—	
支払手数料	219		223	
その他	90	5,136	183	4,655
経常利益	3,791		25,704	
特別利益				
国庫補助金受増益	46		56	
固定資産売却益	14		1,385	
投資有価証券売却益	—	61	1,004	2,446
特別損失				
固定資産除却損	964		107	
関係会社株式評価損	99		—	
固定資産減損損失	48		—	
子会社株式売却損	—		4	
その他の投資評価損	—	1,112	2	114
税引前当期純利益	2,740		28,036	
法人税、住民税及び事業税	△869		△149	
法人税等調整額	976		86	
当期純利益	2,633		28,099	

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2024年1月1日)
(至 2024年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益剰余金 資産圧縮 積立金	繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
2024年1月1日 期首残高	51,115	28,846	22,571	51,417	286	38,221	38,508	△667	140,375
事業年度中の変動額									
資産圧縮積立金の取崩					△18	18	－		－
剰余金の配当						△6,278	△6,278		△6,278
剰余金の配当(中間配当)						△7,078	△7,078		△7,078
当期純利益						2,633	2,633		2,633
自己株式の取得								△3	△3
転換社債型新株予約権付社債の転換	20,114	20,114		20,114					40,229
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	20,114	20,114	－	20,114	△18	△10,705	△10,724	△3	29,501
2024年12月31日 期末残高	71,230	48,961	22,571	71,532	268	27,515	27,784	△670	169,876

(単位：百万円)

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
2024年1月1日 期首残高	931	△62	1,965	2,834	253	143,463
事業年度中の変動額						
資産圧縮積立金の取崩						—
剰余金の配当						△6,278
剰余金の配当(中間配当)						△7,078
当期純利益						2,633
自己株式の取得						△3
転換社債型新株予約権付社債の転換					△253	39,975
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△518	△8		△526		△526
事業年度中の変動額合計	△518	△8	—	△526	△253	28,721
2024年12月31日 期末残高	413	△70	1,965	2,308	—	172,185

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

＜重要な会計方針に係る事項＞

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

②その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価基準及び評価方法

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品・仕掛品……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

原 材 料……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

貯 蔵 品……………最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～50年

機械及び装置 2～17年

工具、器具及び備品 2～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

ただし、市場販売目的のソフトウェアについては見込販売期間（3年）、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

- ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- (2) 製品保証引当金……………製品の無償保証期間の修理費用の支出に備えるため、過去の売上高に対する支出割合に基づき計上しております。

4. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ法を採用しており、為替予約取引及び通貨スワップ取引をヘッジ手段とし、借入金及び外貨建予定取引をヘッジ対象としております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、顧客との契約について以下のステップを適用することにより収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約の識別

ステップ2：履行義務の識別

ステップ3：取引価格の算定

ステップ4：履行義務への取引価格の配分

ステップ5：履行義務の充足による収益認識

当社は、工作機械の製造と販売、及び工作機械に関連するサービスやソリューションの提供を行っております。工作機械の販売においては、顧客との契約に基づき、製品の支配が顧客に移転した時点（通常は、出荷時または検収時）で収益を認識しております。また、工作機械に関連するサービスやソリューションについては、当社が顧客との契約に基づく義務を

履行した時点（通常は、サービス提供時等）で収益を認識しております。

取引の対価は、履行義務の充足前に前受金として受領する場合を除き、履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引及びリベートを控除した金額で測定し、返品額を減額しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度を適用しております。

<収益認識に関する注記>

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表<収益認識に関する注記>」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

<会計上の見積りに関する注記>

DMG MORI Europe Holding GmbHに対する関係会社出資金の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社出資金 166,223百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、子会社株式及び関連会社株式について、移動平均法による原価法により評価しております。DMG MORI Europe Holding GmbHに対する出資金は、財政状態の悪化等により株式の実質価額が取得価額と比較して著しく下落した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、その帳簿価額を実質価額まで減額し、評価差額を当期の損失として計上することとしております。

当社は、2015年4月にDMG MORI GmbH（現DMG MORI Europe Holding GmbH）を通じてDMG MORI SEIKI AKTIENGESELLSCHAFT（現DMG MORI AG）の株式を公開買付けにより追加取得し、連結子会社化しております。このためDMG MORI Europe Holding GmbHの出資金の実質価額には、DMG MORI AG株式を追加取得する際に見込んだ超過収益力が含まれております。

当社は、DMG MORI Europe Holding GmbHの出資金の評価にあたり、DMG MORI AG株式の事業計画の基礎となる売上高成長率及び売上高に対する営業費用の比率が、DMG MORI AG株式の追加取得時に見込んだ想定と重要な乖離が生じていないかを踏まえ、超過収益力に毀損が生じていないかどうかを判定しております。当事業年度においては、検討の結果、DMG MORI Europe Holding GmbHの出資金の減損処理は不要であると判断しております。

DMG MORI AG株式の事業計画の基礎となる売上高成長率は工作機械市場が景気変動による設備投資需要の増減の影響を大きく受ける傾向にあること、また売上高に対する営業費用の比率は前述の景気変動による影響に加え、原材料費の上昇リスクの影響を受けることから、見積りの不確実性が高く、前提とした状況が変化した場合、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理を行う可能性があります。

<貸借対照表に関する注記>

1. 有形固定資産の減価償却累計額	72,678百万円
2. 関係会社に対する短期金銭債権	115,736百万円
関係会社に対する短期金銭債務	53,497百万円
関係会社に対する長期金銭債務	1,137百万円

3. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、当該再評価差額金のうち評価益に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に1,278百万円計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に1,965百万円計上しております。

(1) 再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づき、これに合理的な調整を行って算出する方法によっております。

(2) 再評価を行った年月日

2002年3月31日

(3) 再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△4,189百万円

4. 債務保証

販売先のリース料支払等に対する債務保証	763百万円
関係会社のリース料支払等に対する債務保証	14,148百万円

5. 長期借入金には永久劣後特約付ローン57,000百万円、社債には無担保永久社債55,000百万円が含まれております。

<損益計算書に関する注記>

関係会社との取引：	売上高	93,000百万円
	仕入高	31,117百万円
	営業費用	12,768百万円
	営業取引以外の取引高	33,883百万円

<株主資本等変動計算書に関する注記>

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	380,182	882	—	381,064

（変動事由の概要）

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加

882株

<税効果会計に関する注記>

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

投資有価証券評価損	2百万円
関係会社株式評価損	1,281百万円
関連会社株式現物出資差額	602百万円
棚卸資産	1,920百万円
貸倒引当金	1,172百万円
未払賞与	1,120百万円
製品保証引当金	433百万円
減価償却超過額	543百万円
一括償却資産	82百万円
繰越欠損金	4,012百万円
その他	742百万円
繰延税金資産小計	11,915百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△4,012百万円
将来減算一時差異等の合計に係る 評価性引当額	△7,755百万円
評価性引当額小計	△11,767百万円
繰延税金資産合計	147百万円
繰延税金負債	
資産圧縮積立金	117百万円
その他有価証券評価差額金	181百万円
その他	465百万円
繰延税金負債合計	764百万円
繰延税金負債の純額	616百万円
再評価に係る繰延税金負債	1,278百万円

＜リースにより使用する固定資産に関する注記＞

オペレーティング・リース取引

未経過リース料

1 年以内	712百万円
1 年超	2,095百万円
計	2,808百万円

＜関連当事者との取引に関する注記＞

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	DMG MORI Europe Holding GmbH	所有 直接100.0	役員の兼務	資金の貸付 利息の受取 配当金の受取 (注) 1、2	13,032 2,934 9,622	短期貸付金 未収入金	61,131 9,872
子会社	DMG 森精機 セールス・サービス 株式会社	所有 直接100.0	当社製品の販売 役員の兼務	借入金の返済 利息の支払 配当金の受取 (注) 1、2	2,539 44 2,000	短期借入金	3,050
子会社	DMG森精機 (天津) 機 床有限公 司	所有 直接100.0	当社製品の製造及 び販売 原材料の共同購入 役員の兼務	借入金の返済 利息の支払 (注) 1	2,737 118	短期借入金 長期借入金 未払金	3,033 1,137 117
子会社	DMG 森精機 興産株式会 社	所有 直接100.0	役員の兼務	貸付金の回収 利息の受取 (注) 1	568 23	短期貸付金 未収入金	3,759 2
子会社	株式会社 サキコーポ レーション	所有 直接100.0	役員の兼務	貸付金の回収 利息の受取 借入金の返済 利息の支払 (注) 1	260 15 72 0	短期貸付金 短期借入金 未収入金	1,389 5 2
子会社	株式会社 マクネスケ ール	所有 直接100.0	役員の兼務	資金の借入 配当金の受取 利息の支払 (注) 1、2	832 500 23	短期借入金	4,268
子会社	DMG MORI キャステック 株式会 社	所有 直接67.8	当社製品の生産 役員の兼務	資金の貸付 利息の受取 (注) 1	840 28	短期貸付金 未収入金	5,140 3
子会社	DMG MORI EMEA GmbH	所有 直接100.0	役員の兼務	借入金の返済 利息の支払 (注) 1	2,686 328	短期借入金 未払金	7,762 62
子会社	DMG MORI AMERICAS HOLDING CORPORATION	所有 直接100.0	役員の兼務	配当金の受取 (注) 2	3,863	—	—

- (注) 1. 資金の貸付及び借入の取引条件及び取引条件の決定方針等については、市場金利を勘案して利率を決定しております。
2. 配当金の額については、子会社との間で協議して決定しております。
3. 上記のほか、子会社への債権に対して貸倒引当金4,843百万円、貸倒引当金繰入額1,174百万円を計上しております。

< 1 株当たり情報に関する注記 >

1. 1 株当たり純資産額 1,216円22銭

2. 1 株当たり当期純利益 19円15銭

(注) 1 株当たり純資産額の算定に用いられた当事業年度末の普通株式及び 1 株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己名義所有株式を控除して算定しております。

< 重要な後発事象に関する注記 >

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年3月3日

DMG森精機株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松 浦 義 知
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小 川 浩 徳
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 見 並 隆 一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、DMG森精機株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第77期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、予防監査の視点から法令等遵守を重点監査項目として設定し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員並びに内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員並びに内部監査部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容及びその運用状況は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年3月4日

D M G 森 精 機 株式会社 監査役会
常勤監査役 柳 原 正 裕
監 査 役 川 村 嘉 則
監 査 役 岩 瀬 隆 広

(注) 監査役 川村嘉則、岩瀬隆広は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上